

社会福祉法人 岐協福社会 役員名簿

平成29年6月26日現在

No.	役職名	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	理事長	林 直 康	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	
2	理 事	大 野 春 光	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	
3	理 事	洞 田 厚 男	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	
4	理 事	木 村 利 一	事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	
5	理 事	蓑 島 信 子	事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	
6	理 事	伊 藤 満	法人施設の管理者等	
7	理 事	浅 野 賢 司	法人施設の管理者等	
1	監 事	内 木 一 博	財務管理について識見を有する者	
2	監 事	多 田 喜 代 則	社会福祉事業について識見を有する者	

任期:平成29年6月26日から平成30年度に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人 岐協福社会 評議員名簿

平成29年6月26日現在

No.	役職名	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	評議員	市 橋 勝 彦	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
2	評議員	村 瀬 光 春	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
3	評議員	松 居 俊 子	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
4	評議員	藤 井 彰	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
5	評議員	山 田 正	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
6	評議員	山 田 正 行	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
7	評議員	林 義 則	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	
8	評議員	加 藤 良 三	社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者	

任期:平成29年4月1日から平成32年度に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人岐協福社会役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐協福社会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員等には、評議員会、理事会及びその他の会議への出席、監事監査の実施など法人の業務を行う場合には、日額10,000円の報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人のために出張等した場合には、費用弁償を行うことができるものとする。費用弁償は、法人の旅費規程の規定に準ずる。

(重複支給の禁止)

第5条 役員等のうち法人の職員であるものについては、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から適用する。
- 2 この規程の施行と同時に、「社会福祉法人岐協福社会役員等の費用弁償規程」を廃止する。